検察官の俸給等に関する法律

（昭和二十三年七月一日法律第七十六号）

第一条　検察官の給与に関しては、検察庁法（昭和二十二年法律第六十一号）及びこの法律に定めるものを除き、検事総長、次長検事及び検事長については、特別職の職員の給与に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十二号）第一条第一号から第四十二号までに掲げる者の例により、一号から八号までの俸給を受ける検事及び附則第三条に定める俸給月額の俸給又は一号若しくは二号の俸給を受ける副検事については、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）による指定職俸給表の適用を受ける職員の例により、その他の検察官については、一般官吏の例による。ただし、俸給の特別調整額、超過勤務手当、休日給、夜勤手当及び宿日直手当は、これを支給しない。

２　次長検事及び検事長には、一般官吏の例により、単身赴任手当を支給する。

３　寒冷地に在勤する検事長には、一般官吏の例により、寒冷地手当を支給する。

第二条　検察官の俸給月額は、別表による。

第三条　法務大臣は、初任給、昇給その他検察官の給与に関する事項について必要な準則を定め、これに従つて各検察官の受くべき俸給の号等を定める。

２　前項に規定する準則は、法務大臣が内閣総理大臣と協議して、これを定める。

第四条　検察庁法第二十四条の規定により欠位を待つことを命ぜられた検察官には、引き続き扶養手当、地域手当、広域異動手当、住居手当、期末手当及び寒冷地手当を支給する。

附　則　〔附　則［抄］〕〔抄〕

第三条　副検事の俸給月額は、特別のものに限り、当分の間、第二条の規定にかかわらず、六十三万六千円とすることができる。

別表（第二条関係）

|  |  |
| --- | --- |
| 区分 | 俸給月額 |
| 検事総長 | 一、四七〇、〇〇〇円 |
| 次長検事 | 一、二〇三、〇〇〇円 |
| 東京高等検察庁検事長 | 一、三〇六、〇〇〇円 |
| その他の検事長 | 一、二〇三、〇〇〇円 |
| 検事 | 一号 | 一、一七八、〇〇〇円 |
|  | 二号 | 一、〇三八、〇〇〇円 |
|  | 三号 | 九六八、〇〇〇円 |
|  | 四号 | 八二〇、〇〇〇円 |
|  | 五号 | 七〇八、〇〇〇円 |
|  | 六号 | 六三六、〇〇〇円 |
|  | 七号 | 五七六、〇〇〇円 |
|  | 八号 | 五一八、〇〇〇円 |
|  | 九号 | 四二三、〇〇〇円 |
|  | 十号 | 三八九、三〇〇円 |
|  | 十一号 | 三六七、一〇〇円 |
|  | 十二号 | 三四三、八〇〇円 |
|  | 十三号 | 三二二、四〇〇円 |
|  | 十四号 | 三〇七、九〇〇円 |
|  | 十五号 | 二九一、四〇〇円 |
|  | 十六号 | 二八二、二〇〇円 |
|  | 十七号 | 二六三、五〇〇円 |
|  | 十八号 | 二五四、八〇〇円 |
|  | 十九号 | 二四九、四〇〇円 |
|  | 二十号 | 二四四、〇〇〇円 |
| 副検事 | 一号 | 五七六、〇〇〇円 |
|  | 二号 | 五一八、〇〇〇円 |
|  | 三号 | 四四〇、四〇〇円 |
|  | 四号 | 四二三、〇〇〇円 |
|  | 五号 | 三八九、三〇〇円 |
|  | 六号 | 三六七、一〇〇円 |
|  | 七号 | 三四三、八〇〇円 |
|  | 八号 | 三二二、四〇〇円 |
|  | 九号 | 三〇七、九〇〇円 |
|  | 十号 | 二九一、四〇〇円 |
|  | 十一号 | 二八二、二〇〇円 |
|  | 十二号 | 二六三、五〇〇円 |
|  | 十三号 | 二五四、八〇〇円 |
|  | 十四号 | 二四九、四〇〇円 |
|  | 十五号 | 二四四、〇〇〇円 |
|  | 十六号 | 二三三、〇〇〇円 |
|  | 十七号 | 二二六、五〇〇円 |